

# ひとりで悩まないで消費生活相談窓口

**相談無料 秘密厳守**

事業者との契約トラブルは、誰にでも起こりうる身近な問題です。物を購入したり、サービスを利用する際に不安に感じたり、気になることがあれば気軽に相談して下さい。

どんな相談を受けているの？

- ・消費者と事業者との契約トラブルの相談
- ・多重債務の相談
- ・製品事故に関する相談

## 皆さんの相談が法律の改正に役立っています！

ホームページ等で「お試し 500 円」「初回実質 0 円（送料のみ）」など通常価格より低価格で購入できることを表示する一方で数か月間の定期購入が条件となっている健康食品や化粧品等の通信販売の相談が急増しました。

皆さんの相談により、トラブルを防止するために法律が改正されました！

### 定期購入を条件とする場合には

- ・商品の引渡し回数
- ・消費者が支払う金額（各回ごとの商品の代金、送料、支払総額等）
- ・その他特別の販売条件がある場合にはその内容

を購入時の最終確認画面等に表示することが義務付けられました。

#### 〈最終確認画面の具体例〉

通常価格 5,000 円の商品が「今だけお試し 1,000 円（税抜）」2 回目以降 3,000 円（税抜）。別途送料 500 円（税込）、最低 5 回購入が条件の定期購入商品の場合。



項目	内容詳細		合計
商品価格	初回（月）分	1,000 円	1,000 円
	第 2~5 回分	3,000 円 / 1 回	12,000 円
消費税			1,040 円
送料	5 回分	500 円 / 1 回	2,500 円
総額	5 回購入コース		16,540 円

## “出前講座”を利用して消費者力を身に付けよう！

各市の消費生活相談窓口では出前講座を取り扱っています。寸劇・勉強会・見守り講座など、様々な年代や規模に合わせたメニューを取り揃えており、当組合の相談員が出張し、最近の消費トラブルを判りやすく解説するなどの取組みを行っています。

消費者トラブルを知ることで、トラブルから身を守り、また、ご近所にトラブルに遭っている人への気付きにつながりますので、是非ご利用ください。



**各市の消費生活相談窓口** | 時間 / 10:00 ~ 16:00 | 相談 / 予約制 | 相談料 / 無料 | 予約 / 住民登録地の窓口 | ※原則、相談は住所の窓口をご利用ください。

**月～金曜日** 多治見市役所 / 22-1111 (内線 1155) | **金曜日** 土岐市役所 / 54-1111 (内線 186) [~3/17 まで]

**火曜日** 瑞浪市役所 / 68-9748 (直通) | / 54-1111 (内線 172) [3/18 以降]

メールでの相談 / kouiki@tono-seibu.org

消費者ホットライン。局番なしの 188 土日も対応。お近くの相談窓口につながります。

相談は資格を持った専門相談員が3市の各市役所でお話をおうかがいしています。